

不在者投票の手引

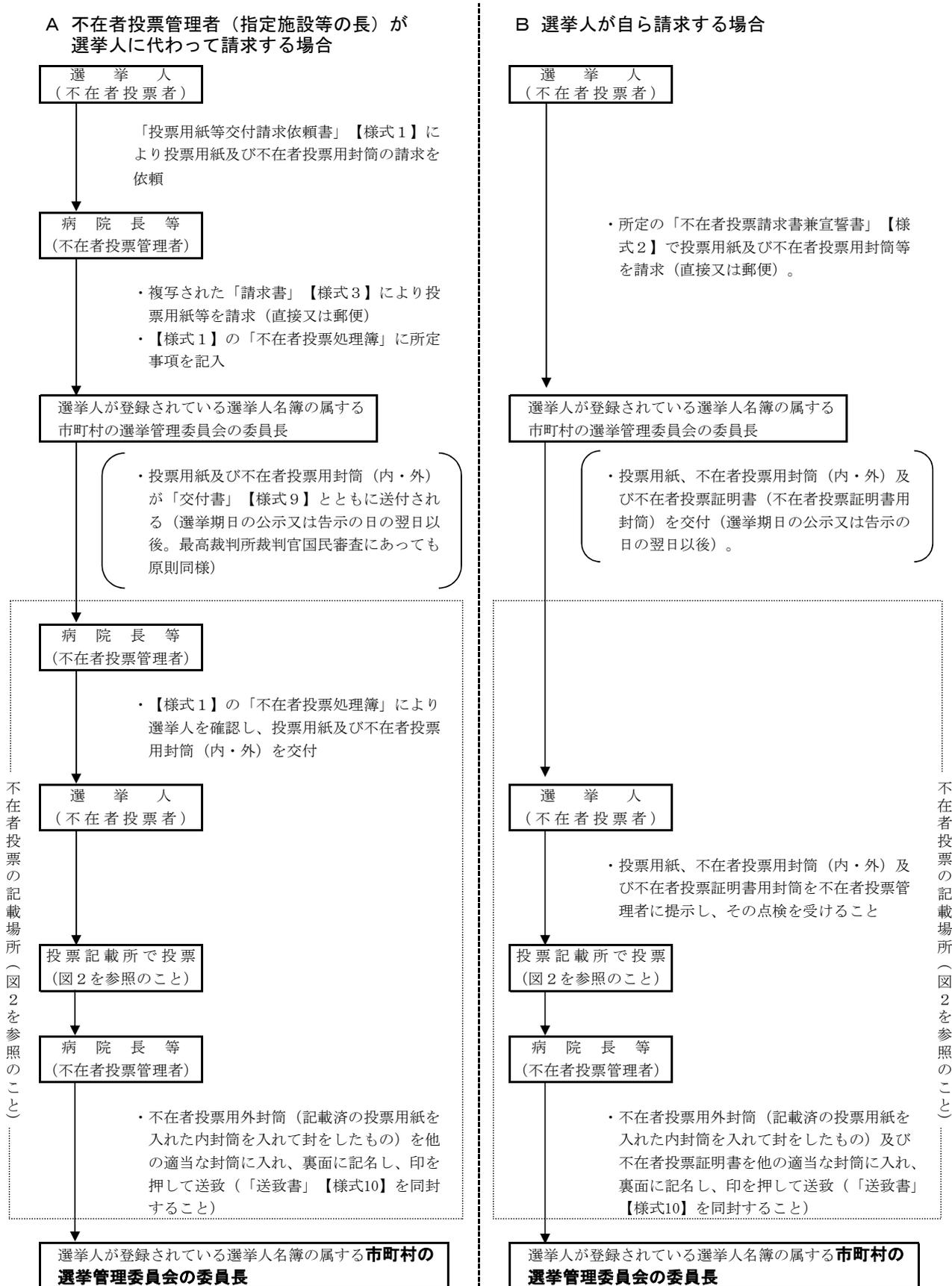
(指 定 施 設 等)

令和5年2月版

大分県選挙管理委員会

〔図1〕

不在者投票の流れ (投票用紙等の請求から投票の送致まで)



はじめに

都道府県選挙管理委員会の指定する病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム及び身体障害者支援施設並びに国立保養所における不在者投票制度は、これらの指定施設等に入院、入所されている方で、選挙当日歩行困難な方や施設が自己の属する投票区の区域外にある方々に投票する道を開く重要かつ大切な制度です。

本県におきましても、国政選挙や県の選挙において毎回多くの方々が指定施設等における不在者投票制度を利用しており、不在者投票管理者として不在者投票制度の運用に御協力いただいております各施設の長を始め、不在者投票事務に携わっていただいている職員の皆様方に感謝申し上げます。

不在者投票制度は、選挙の当日、投票所において投票する選挙当日投票所投票主義の例外として特に認められた制度であり、不正の混入を避けるという配慮から、その手続は極めて厳格に定められています。

しかしながら、全国的に見ると選挙のたびに指定施設等における不在者投票の管理執行上の不備が問題になっているというのも事実であり、本県でも、平成28年に行われた参議院議員通常選挙において、施設の関係者が投票を偽造し検挙されるという事態が発生しています。

このような事態になれば、選挙制度そのものへの疑念を生じさせてしまうとともに、施設等自体への信頼を損ねてしまう虞もあります。

こうした事態を招かないよう、指定施設等における不在者投票事務を分かり易く解説した手引書を作成しました。

この冊子を御活用いただき、より適切に不在者投票の管理執行を行っていただきますようお願いいたします。

令和5年2月

大分県選挙管理委員会

★ 不在者投票管理者となる方へ

1 外部立会人の選任のお願い

施設内での不在者投票の透明性を確保するため、可能な限り施設職員以外の方を立会人に選任してください。

2 必ず守っていただきたいこと

(1) 投票用紙等を勝手に請求しない

不在者投票管理者は、選挙人からの請求の依頼がなければ、いかなる場合であっても、絶対に選挙人に代わって請求することはできないこと。

(2) 不在者投票の記載場所に勝手に連れて行かない

不在者投票管理者は、不在者投票用紙等を請求した選挙人であっても、選挙人の投票する意思を確認しないまま、強制的に不在者投票の記載場所に連れて行ってはならないこと。又投票させてはならないこと。

(3) 勝手に代理投票させない

不在者投票管理者は、選挙人からの代理投票の申請がなければ、絶対に代理投票させることができないこと。

(4) 不在者投票の記載場所での不正行為をしない

不在者投票管理者は、不在者投票の記載場所において、絶対に候補者のポスターを貼ったり、また、不在者投票の際に特定候補を薦めるなどの不正行為を行わないこと。

(5) 残った投票用紙等を使って勝手に投票しない

不在者投票管理者は、不在者投票用紙等を請求したものの何らかの事由により不在者投票をしなかった選挙人がある場合は、その者に係る投票用紙及び不在者投票用封筒を必ず未使用のまま返還しなければならないこと。

目 次

〔図1〕不在者投票の流れ（投票用紙等の請求から投票の送致まで）……	表紙裏
○ 不在者投票の事務処理について……	1
1. 不在者投票ができる者……	1
2. 不在者投票ができる期間……	1
3. 不在者投票ができる選挙等……	1
4. 不在者投票管理者となる者……	1
5. 不在者投票管理者の主な仕事……	2
6. 不在者投票管理者が留意すべき事項……	2
7. 投票用紙等の請求……	3
8. 投票記載場所の設備……	5
9. 不在者投票の方法……	5
10. 不在者投票の送致……	7
11. 投票用紙等の返還……	7
12. 経費の請求……	7
13. 施設の名称等の異動……	8
〔図2〕不在者投票の記載場所……	9
〔図3〕代理投票及び代理投票の仮投票……	10
○ 関係様式……	11
○ 実例判例……	33
○ 近年問題となった事例……	36
○ 参考条文……	43
○ 指定港一覧表……	51
○ 任期満了一覧表……	52
○ 関係選挙管理委員会連絡先……	53

◎ 不在者投票の事務処理について

1. 不在者投票ができる者（法49①）

都道府県選挙管理委員会の指定する病院（介護老人保健施設・介護医療院を含む。）、老人ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所、婦人補導院（以下「指定施設等」という。）に入院（所）又は収容中の選挙人で不在者投票事由に該当する者に限られます。

具体的には、選挙の当日、次のいずれかの不在者投票事由に該当すると見込まれる者に限られます。

- (1) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難である者
- (2) 自己の属する投票区の区域外の指定施設等に入院（所）している者
- (3) 刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所、婦人補導院に収容されている者

《注意》

- (1) 自己の属する投票区の区域内の指定施設等に入院（所）している者で、選挙の当日、歩行が困難である者と見込まれない場合には、当該施設で不在者投票することはできない。

ただし、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第1項第6号（天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること）の事由に該当し、不在者投票を行うことができると解される。

- (2) 付添人や指定施設等の職員などは、指定施設等では不在者投票はできない。

2. 不在者投票ができる期間（令58①、法270①）

選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までの毎日午前8時30分から午後5時までの間です。

《注意》

- (1) 本来業務の都合等により、上記の期間のうちの1日を投票を行う日に指定して、まとめて不在者投票を行わせることは差し支えない。ただし、指定した日以外にも不在者投票をしたい旨の申出があった場合は、上記の期間内である限り、その申出に応じなければならない。

- (2) 選挙の当日投票所を閉じる時刻までに投票管理者のもとに指定施設等から投票用紙が届かない場合は受理されないので、ある程度余裕ある日程を設定すること。

3. 不在者投票ができる選挙等

指定施設等においては、公職選挙法に規定する衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙のほか、次の選挙若しくは投票における不在者投票ができます。

- (1) 地方自治法に規定する地方公共団体の議会の解散、議会の議員及び長の解職の投票並びに特別法の議決に伴う関係地方公共団体の住民の賛否投票、広域連合の解散及び解職の投票
- (2) 最高裁判所裁判官国民審査法に規定する投票
- (3) 日本国憲法の改正手続に関する国民投票

4. 不在者投票管理者となる者

指定施設等に入院（所）又は収容中の選挙人の不在者投票については、その指定施設等の長が不在者投票管理者となります。この場合、指定施設等の長は、当該選挙の選挙権の有無にかかわらず、当然に

不在者投票管理者となるものです。

《注意》

(1) 指定施設等の長が候補者となった場合は、不在者投票管理者となることができない。この場合は、当該候補者となった選挙のみならず、候補者としての身分を有している期間に行われるすべての選挙において不在者投票管理者となることができない。

また、指定施設等の長が外国人である場合も、不在者投票管理者となることができない。(令55⑧)

(2) 指定施設等の長に事故がある場合や欠けた場合、若しくは前記(1)に該当する場合は、病院については院長の職務を代理すべき者、その他の施設については施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となる。(令55⑨)

5. 不在者投票管理者の主な仕事

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定権及び責任を持ちます。その主な仕事は、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することであり、事務の主なものは次のとおりです。

- (1) 請求 … 選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること (令50④)
- (2) 交付 … 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと (令53④)
- (3) 点検 … 投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること (令58①・②)
- (4) 選任 … 立会人を選び、不在者投票に立ち合わせること (令58③、令56③、法49⑩)
- (5) 設備 … 不在者投票記載場所の設備をすること (令58④、令32)
- (6) 決定 … 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること (令58④、令56④・⑤)
- (7) 送致 … 投票の終わった不在者投票を送致すること (令60①)

6. 不在者投票管理者が留意すべき事項

不在者投票の管理執行にあたっては、次の諸点に留意して公正かつ適切な事務処理を行ってください。

- (1) 投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いであることから、特にその取扱いは厳格にし、前もって分担事務全体の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討しておくこと。
- (2) 勘や過去の経験ばかりに頼らず、常に法規・実例・判例等に根拠をおいて、的確に処理すること。疑わしい点については、自分の考えだけで処理せずに県や市町村の選挙管理委員会に遠慮なく尋ねること。
- (3) 投票事務は、確実さと迅速さが要求されることから、緊急の事務処理を必要とする場合の対策を立てておくこと。

《注意》

(1) 不在者投票の違法な管理執行によって、当該施設における不在者投票等が無効とされることのないように注意すること。

(2) 投票の際に立会人等から候補者の氏名を示唆され、あるいは記載中にのぞかれるなどの投票干渉を受けるといったトラブルが生じないよう、事務の管理執行にあたっては、自由・公正・平等をモットーとし、投票の秘密保持に万全を期し、選挙人に不安を抱かせることのないよう配慮すること。

(3) 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、法第255条の規定

により職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等の罰則の適用があるので、いやしくもこれらの罰則に触れることのないよう注意すること。

(4) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

7. 投票用紙等の請求（図1）

投票用紙等を請求する方法には、不在者投票管理者である指定施設等の長が選挙人の依頼に基づき選挙人に代わって請求する場合と選挙人が自ら請求する場合の2通りがあります。

(1) 不在者投票管理者である指定施設等の長（その代理人を含む。）が選挙人に代わって請求する場合

（図1-A）（令50④・⑥、令18）

① 選挙人の不在者投票管理者への請求依頼（書面による依頼）

ア 選挙人の不在者投票管理者である指定施設等の長への依頼は、選挙人に「投票用紙及び不在者投票用封筒交付請求依頼書（以下、「請求依頼書」という。）」【様式1】に所定の記載事項（氏名、生年月日、選挙人名簿に記載されている住所、依頼月日）を自書させ行うこと。

イ 盲人である選挙人が点字で投票しようとする場合は、選挙名に加え、「点字」も○で囲むこと。

ウ 「請求依頼書」【様式1】は、不在者投票管理者が市町村選挙管理委員会に請求する「投票用紙等請求書」【様式3】との複写式となっており、また、1枚に5人まで記載できる様式となっているので、右肩の「_____（市・町・村）用」の欄に市町村名を記載したうえで、選挙人が選挙人名簿に記載されている市町村ごとに記載させること。

《注意》

(1) 不在者投票管理者は、選挙人本人から投票用紙等の請求の依頼がなければ、いかなる場合であっても選挙人に代わって請求することはできないものであること。

(2) 選挙人が「請求依頼書」【様式1】に必要記載事項を自書できない場合は、指定施設等の職員が代わりに記載することも差支えないが、その場合は、必ず「印又は補助者の氏名」の欄に本人の印鑑（印鑑がない場合は本人の拇印）を押すか補助者の氏名を記載すること。

(3) 自己の属する投票区の区域内の指定施設に入院（所）している者で、選挙の当日、歩行が困難である者と見込まれない場合には、当該指定施設において不在者投票することができないので、その旨を選挙人に伝え、請求依頼書【様式1】から二本線で抹消すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症への感染防止が懸念される状況は、不在者投票ができると解される。

② 不在者投票管理者である指定施設等の長（その代理人を含む。）の市町村選挙管理委員会への請求（直接又は郵送等による請求）

ア 選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合

(ア) 請求期間

選挙期日の前日までに（請求は選挙期日の公示又は告示日以前においてもでき、また、選挙期日の投票所を閉じる時刻までに投票所に届かなければ受理されないことから、できるだけ早めに）請求すること。

(イ) 請求に必要な書類

i 「投票用紙等請求書」【様式3】

選挙人から「請求依頼書」【様式1】による請求の依頼を受けたときは、当該選挙人が

選挙の当日に歩行が困難である者と見込まれるかどうかを判断し、歩行可能困難の別の欄の「可能」又は「困難」の該当する方に○印を付けること。

- (i) 不在者投票管理者である指定施設等の長（その代理人を含む。）が市町村選挙管理委員会に投票用紙等を請求する請求書
 - (ii) 請求依頼書【様式1】との複写式になっているので、そのまま利用すること。
- ii 「選挙人名簿登録証明書」〔船員についてのみ必要〕
船員が、期日前投票、不在者投票及び当日投票する際に必要な証明書

《注意》

- (1) 都道府県の議会の議員及び長の選挙においては、選挙人が同一都道府県内に住所を移した場合であっても、市町村選挙管理委員会がその事実を確認できれば、現に選挙人名簿に登録されている市町村において不在者投票をすることができる。
確認を希望する場合は、「請求依頼書」【様式1】及び「投票用紙等請求書」【様式3】の「引続居住」欄に☑チェックすること。（※国政選挙の際に配布する「請求依頼書」・「投票用紙等請求書」には「引続居住」の☑欄はありません。）
- (2) 「引続居住」欄に☑チェックすることに代えて、「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足る文書」【様式11】を提出することができる。

イ 指定港所在の市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合〔船員の場合のみ〕

- (ア) 請求期間
選挙期日の前日まで

- (イ) 請求に必要な書類
 - i 「投票用紙等請求書」【様式3】
 - ii 「選挙人名簿登録証明書」
 - iii 「船員手帳」

(2) 選挙人が自ら請求する場合（図1-B）（令52、令18）

- (ア) 請求期間
選挙期日の前日まで

- (イ) 請求に必要な書類
 - i 「不在者投票請求兼宣誓書」【様式2】
選挙の当日、自らが不在者投票事由に該当する見込みであることについての宣誓書兼投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書
 - ii 「選挙人名簿登録証明書」〔船員についてのみ必要〕

《注意》

- (1) 都道府県の議会の議員及び長の選挙においては、選挙人が同一都道府県内に住所を移した場合であっても、市町村選挙管理委員会がその事実を確認できれば、現に選挙人名簿に登録されている市町村において不在者投票をすることができる。
確認を希望する場合は、「請求依頼書」【様式1】及び「投票用紙等請求書」【様式3】の「引続居住」欄に☑チェックすること。（※国政選挙の際に配布する「請求依頼書」・「投票用紙等請求書」には「引続居住」の☑欄はありません。）
- (2) 「引続居住」欄に☑チェックすることに代えて、「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足る文書」【様式11】を提出することができる。

8. 投票記載場所の設備（図2）（令58④、令32）

不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることのできないように投票の秘密を保持し、また、投票用紙の交換その他不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければなりません。

《注意》

投票記載場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、あらかじめ撤去しておかなければならない。（法143③、法145①）。

9. 不在者投票の方法（図2）

(1) 立会人の選任及び立会（令58③、令56③、法49⑩）

不在者投票をするときは立会人の立会が必要です。不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者（いわゆる「外部立会人」）を投票に立ち会わせることやその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。※外部立会人の場合【様式12、13、14】

- ① 立会人は不在者投票管理者が選ぶ。
- ② 立会人の資格は選挙権を有する者であればよい（必ずしも当該選挙の選挙権でなくてもよい）。
- ③ 立会人の数には制限はないが、最低1人を選ぶこと。
- ④ 立会人は不在者投票管理者若しくはその事務補助者又は代理投票の補助者と兼ねることはできない。
- ⑤ 立会人は点検から送致のための受理に至るまでの投票の全手続に立ち会う。

(2) 不在者投票させる前にしなければならないこと

① 投票用紙等の点検（令58①、令56②）

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認してください。指定施設等の長が投票用紙等を選挙人に代わって請求しているときは、その請求をした指定施設等の長のもと以外では不在者投票はできません。

《注意》

投票用紙に候補者の氏名等が記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の名簿登録地の選挙管理委員会の委員長又は指定港の選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引き換えに再交付の請求をさせたいうえ、所定の不在者投票を行わせること。

② 「不在者投票証明書」【様式4】の点検（令58②）（名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。）

ア 「不在者投票証明書用封筒」【様式5】は開披されていないか。

選挙人が自分で投票用紙等を請求した者であるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検すること。

イ 不在者投票証明書用封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わず、投票させることはできない。

ウ 不在者投票をする指定施設等と不在者投票証明書中の投票をしようとする施設の名称の記載が一致するか。名称が一致しないときは、選挙人にその理由を聴き、正当な理由があるときは投票させてよい。このとき、選挙人から聴取した理由は、不在者投票証明書の余白に記録しておく。

エ 選挙の公示又は告示の日前に投票の申し出があっても、投票させることができるのは公示又は

告示の日の翌日からである。

(3) 不在者投票をする時の手続（令58、令56）

投票用紙等は選挙人に自書させて不在者投票管理者に提出させてください。

① 投票の記載場所において、投票用紙に候補者1人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者1人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称、1ページの3に掲げる投票にあつては指示する事項。以下、「候補者の氏名等」という。）を記載させ、これをまず、「不在者投票用内封筒」【様式6】に入れて封をさせ、更に「不在者投票用外封筒」【様式7】に入れて封をさせ、外封筒の表面に署名させて提出させること。

② 署名を忘れたり、不在者投票管理者が選挙人の氏名を記載してはならない。

③ 署名の下に捺印をするなど不在者投票用封筒を印をもって封緘する^{ふうかん}する必要はない。

④ 点字投票があつたとき

点字投票があつたときの不在者投票用封筒の表面の署名は、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に点字で打たせること。

⑤ 代理投票の申請があつたとき〔図3〕

ア 代理投票ができる者

心身の故障その他の事由により自分で候補者の氏名等を書くことができない者であるときは、不在者投票管理者への申請に基づいて代理投票させることができる（令58④、令56④・⑤）。
代理投票の申請は、口頭による申出でよい。

イ 代理投票の方法

立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから補助者2人を定め、その1人の立ち会いの下に他の1人が投票記載所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、これを不在者投票用封筒（まず内封筒に入れて次に外封筒に入れる。）に入れて封をし、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載して、直ちに提出させること。

《注意》

代理記載者は、投票用紙に候補者の氏名等以外の記載を行わないよう十分注意すること。

例）代理記載者の名前など

ウ 代理投票の拒否

代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができる（令41①）。

エ 代理投票の仮投票

次の場合は代理投票の仮投票をさせなければならない。

(ア) 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき（令41②）

(イ) 代理投票をさせることについて立会人に不服があるとき（令41③）

オ 代理投票の仮投票の方法

代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名等を記載した者に、不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させるほか、その者（補助者）の氏名を表面左下段に「代理記載人何某」と記載させて提出させること（【様式7②】参照）。

⑥ ベッドの上での投票

原則としてベッドの上で不在者投票をさせることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある限り、ベッドの上でさせる

こともできます。

この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また、投票の取扱いを慎重にしなければなりません（昭和27・9実例）。

《注意》

ベッドの上で投票させるときは、ベッドのある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあれば、あらかじめ撤去しておかなければならない。

10. 不在者投票の送致（図1）

(1) 不在者投票用外封筒【様式7】に記載する事項（令60①）

① 不在者投票管理者は、裏面に、投票した年月日及び投票場所を記載し、かつ、記名しなければならない。

② 立会人は、裏面に署名しなければならない。署名は必ず自書でなければならない。

(2) 不在者投票の送致の方法（令60①・②）

不在者投票管理者は、(1)の手続の終わった不在者投票用外封筒を、更に、不在者投票証明書（名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。）及び「不在者投票送致書」【様式10】とともに他の適当な封筒【様式8】に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して押印し、直ちにこれを選挙人が属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければなりません。

送致又は送付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、これを直ちに選挙人の属する投票区の投票管理者（その投票区について指定投票区が指定されている場合には、当該指定投票区の投票管理者）に送致しなければなりません。

11. 投票用紙等の返還

不在者投票管理者は、投票用紙等の請求をしたものの、何らかの事由により不在者投票をしなかった選挙人がある場合は、不在者投票をしなかった者の投票用紙及び不在者投票用封筒を必ず返還しなければなりません。

《注意》

選挙人が投票記載場所で、投票したい候補者が不明である、あるいは思い出せないなどの理由により、投票の意思がないと判断される場合は、白票を投じさせるのではなく、棄権の扱いとし必ず交付を受けた市町村選挙管理委員会に投票用紙及び封筒を返却すること。

その者の投票用紙等の返還は、「不在者投票送致書」【様式10】の不在者投票をしなかった者の投票用紙・不在者投票用封筒返納数の欄にその人数を記載のうえ、投票済みの不在者投票用封筒とともに10(2)の封筒【様式8】に同封して、選挙人が属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致又は郵便等をもって送付してください。

12. 経費の請求

指定施設等の長は、所定の手続が終了したときは、1) 国及び県の選挙の場合は都道府県知事に、2) 市町村の選挙の場合はそれぞれの市町村長に「不在者投票特別経費請求書」【様式15】と「不在者投票者数調」【様式16】を提出してください。

また、市町村選挙管理委員会が選定した者を立会人（外部立会人）とした場合は、「実績報告書」【様式17】、「立会人に係る市町村の選定通知の写し」【様式12】及び「領収書の写し」を添えて提出してく

ださい。

※ 市町村の選挙においては、「不在者投票立会人に係る経費」の支払いを行っていない市町村もあるので請求前にその確認を行ってください。

※ 市町村選挙管理委員会の委員や職員等を外部立会人にした場合、経費の請求は行えません。

《注意》

(1) 投票用紙の交付を受けても、実際に投票をしなかった選挙人については経費の請求ができない。

(2) 請求書の提出期限は選挙の都度設定するが、原則として選挙の期日から7日以内に行うようにすること。

(3) 単価は以下のとおり。請求の際は注意すること。

①不在者投票に要する経費（1人あたり） 1,073円

②立会人に要する経費（1時間あたり） 1,282円

③ " (1日あたり) 10,900円

＜不在者投票経費の請求先＞

① 都道府県知事に対して請求するもの

ア 衆議院議員選挙（最高裁判所裁判官国民審査法に規定する投票を含む）

イ 参議院議員選挙

ウ 都道府県知事選挙

エ 都道府県議会議員選挙

《注意》

衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の場合に限り、他都道府県の選挙人であっても、大分県内の指定施設等は、大分県知事に対して請求すること。

② 市町村長に対して請求するもの

ア 市町村長選挙

イ 市町村議会議員選挙

13. 施設の名称等の異動

指定施設等の長は、施設の名称等に異動があった場合は、「異動届」【様式20】により直ちに大分県選挙管理委員会まで届け出をしてください。

また、すでに指定を受けている施設において、経営移管等により施設の運営主体が代わる場合や、新築・移転に伴う所在地変更の場合は、改めて不在者投票施設としての指定を受け直す必要がありますので、既に指定を受けている指定施設等の長により「指定取消申請」【様式21】を届け出るとともに、新たに指定を受けようとする指定施設等の長により「病院（施設）調書」【様式19】を添えて「院長等不在者投票管理者となる施設の指定について（申請）」【様式18】を届け出てください。

〔図2〕

不在者投票の記載場所

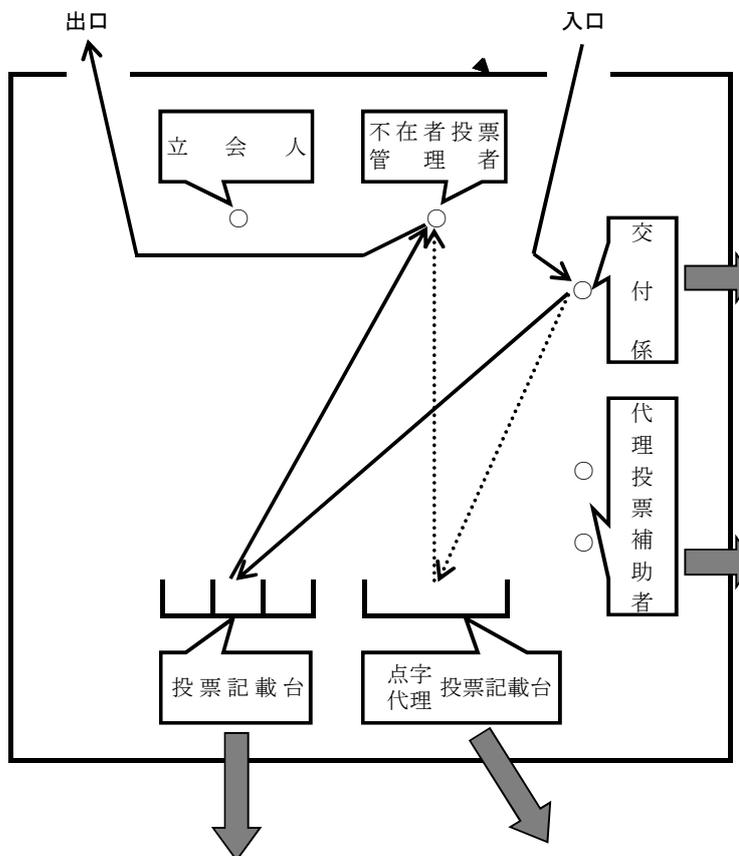
○不在者投票管理者

選挙人から提出された投票を受け取ったときは、投票用外封筒の裏面に

- ・投票の年月日
- ・投票場所
- ・不在者投票管理者の職、氏名（必ずしも自署を要しない。）

を記載し、立ち会った者に署名（自書）させる。

次に、投票用外封筒と不在者投票証明書（名簿登録地の選管委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。）を他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、更にその裏面に記名押印して直ちに選挙人の属する市町村の選管委員長に送致する。



・不在者投票処理簿により選挙人を確認し、投票用紙、不在者投票用封筒（内封筒・外封筒）を交付する。

・代理投票をしたい旨の申請があったときは、その旨不在者投票管理者に告げ、その決定に従う。

・不在者投票処理簿に所定事項を記載する。

・代理投票、代理投票の仮投票の際に2人でその補助にあたり、その1人の立会の下に他の1人が代理記載人となる。

○立会人

- ・投票用外封筒の裏面に署名（自書）する。
- ・立会人は選挙権（必ずしも当該選挙の選挙権に限らない。）を有する者でなければならない。
- ・立会人は1人でも差し支えない。
- ・不在者投票管理者と立会人とは兼ねることができない。

（昭和27. 6. 27実例）

・投票用紙に自ら候補者の氏名等を記載し、投票用内封筒に入れて封をしたうえ、更に外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名（自書）のうえ不在者投票管理者に提出する。

・外封筒の表面に選挙人の署名のないものは、選挙の当日、投票管理者の下で不受理とされるので注意する。

・重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある限り、ベッドの上でもなし得る。

（昭和27. 9. 25実例）

・点字投票の場合は、投票用紙に「点字投票」の印刷がしてある。

〔図3〕

代理投票及び代理投票の仮投票

選挙人（不在者投票者）	指定施設等の長（不在者投票管理者）
<p>（代理投票の申請）</p> <p>1. 心身の故障その他の事由により、自書できない者は、不在者投票管理者に投票用紙と投票用封筒を提示する際に、代理投票をしたい旨の申請をする。 （申請は、口頭による申出でよい。）</p>	<p>（拒否等の決定）</p> <p>(1) 左の申請が理由のあるものであるかどうかを立会人の意見を聞いて決定する。 立会人の意見を採用するかどうかは不在者投票管理者の判断に委ねられる。</p> <p>（上記の意思決定は、不在者投票管理者に専属するものであると考えられる。 したがって、不在者投票管理者の管理のもとにその事務を補助執行する者は、代理投票の申請に対し、その理由がないと認め自ら立会人の意見を聞いてこれを拒否するというようなことはできないと解すべきである。）</p> <p>ア 理由があると認めるとき</p> <p>立会人の意見を聞いて、投票所の事務に従事する者のうちから投票を補助する者2人を定め、その1人に候補者の氏名等を記載させ、これを投票用内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れて封をさせ、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させる。（【様式7②】を参照） この場合、<u>最低4人の者（不在者投票管理者、立会人及び補助者2人）</u>が必要である。</p> <p>イ 理由がないと認めるとき</p> <p>立会人の意見を聞いて代理投票を拒否する。</p>
<p>（代理投票の仮投票）</p> <p>2. 右の(2)の場合、その選挙人は仮に投票する。</p>	<p>（代理投票の仮投票）</p> <p>(2) 次の場合、不在者投票管理者は、その選挙人に仮に投票をさせなければならない。</p> <p>ア 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき。</p> <p>イ 代理投票をすることについて立会人に異議があるとき。</p> <p>この場合は、候補者の氏名を記載した補助者（代理記載人）に投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させるほか、その者（補助者）の氏名を表面左下に記載させる。（【様式7②】を参照）</p>

【様式1】施設の印が選挙人に代わって投票用紙等を請求する場合に使用
 ※請求書【様式3】との複写式

（市・町・村）用

施設で保存

投票用紙及び不在者投票用封筒交付請求依頼書

（注意）この請求書依頼書は、選挙人の請求意思を確認するため、必ず本人の自書等により作成してください。（記載方法は下部の※2参照）

私は、令和5年4月23日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙の投票を貴院(所、船舶)内で行いたいので投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び不在者投票用封筒の交付請求をして下さるよう依頼します。

住所
 施設名
 施設長等職・氏名

殿

右半分は「不在者投票処理簿」です。施設等で必要に応じて記入し、不在者投票の状況を整理してください。

- 1 「市町村への請求月日」欄には、市町村選管に不在者投票用紙等を請求した月日、「市町村からの受領月日」欄には、市町村選管から投票用紙等を受領した月日を記載してください。
- 2 実際に不在者投票をした月日、不在者投票立会人の氏名、点字投票・代理投票の別、代理投票をした場合には代理投票の補助者2名の氏名を記載してください。
- 3 市町村選管に投票を送致した月日、送致の方法（直接・郵送等の別）を記載してください。

選挙管理委員会委員長 あて依頼するもの

氏名	生年月日	選挙人名簿に記載されている住所	請求用紙欄(※1)	印又は補助者の氏名(※2)
	明大昭平 年 月 日		点字	
	明大昭平 年 月 日		点字	
	明大昭平 年 月 日		点字	
	明大昭平 年 月 日		点字	

不在者投票処理簿		市町村からの受領月日
投票月日	立会人氏名	点字・代理投票の別
代理投票の補助者		点字・心身・その他
投票月日	立会人氏名	点字・代理投票の別
代理投票の補助者		点字・心身・その他
投票月日	立会人氏名	点字・代理投票の別
代理投票の補助者		点字・心身・その他
投票月日	立会人氏名	点字・代理投票の別
代理投票の補助者		点字・心身・その他
投票月日	立会人氏名	点字・代理投票の別
代理投票の補助者		点字・心身・その他

※1 点字投票を希望する方については、「点字」を○で囲んでください。

※2 選挙人が必要記載事項を自書できない場合は、「印又は補助者の氏名」欄に選挙人の印(拇印でも可)を押すか、補助者の氏名を記載してください。

(表 面)

不在者投票請求書兼宣誓書

抄本	投票

私は、参議院大分県選出議員補欠選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであるので、投票用紙及び不在者投票用封筒を交付されるよう請求します。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事、レジャー等のため、投票区外に外出、旅行、滞在
- 病気、負傷、出産、老衰、身体の障がい等のため歩行困難
- 刑事施設等に収容
- 住所移転のため、他の市町村に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 5 年 月 日					
ふりがな			生年月日	明・大 昭・平	備考
氏名			年 月 日		
現住所 (滞在先の住所)	(〒 -)	連絡先電話番号	()		
選挙人名簿に記載されている住所					

病院、老人ホームその他施設等で投票する場合のみ記載してください。

投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称及び住所	
-------------------------------	--

選挙管理委員会委員長 殿

【注意】

- 1 生年月日欄の年号は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 点字投票を希望する方については、備考欄に「点字」と記載してください。

不在者投票処理簿 ※この欄は、選挙管理委員会が記載します。

整理番号	投票区	頁	番号	区分		
				1 ・ 2		
区分	請求		交付		投票	
	方法	月日	方法	月日	方法	月日
参議院大分県選出議員 補欠選挙	直接 郵送	・	直接 郵送	・	通常 点字 代	・
備考 (代理人氏名・続柄等)			代理投票 の補助者			

(市・町・村)用

市町村選管に提出

請 求 書

参 議 院

下記の選挙人は、令和5年4月23日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙の当日、当院(所、船舶)に入院(入所、乗船)中のため、当院(所、船舶)において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項(第51条において準用する第50条第4項)の規定による依頼があったので、下記の選挙人に代わって、投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日 住 所

施設名

施設長等職・氏名

右半分は市町村の選挙管理委員会が処理簿として使用します。

病院・老人ホーム等では、左半分のみ記載し、**切り取らずに市町村の選挙管理委員会に提出**してください。

県 市 郡 町 村 選挙管理委員会委員長 殿

氏名	生年月日	選挙人名簿に記載されている住所	選挙可能困難の別(※1)	請求用紙・欄(※2)	備考
	明大昭平 年 月 日		可能 困難	点 字	
	明大昭平 年 月 日		可能 困難	点 字	
	明大昭平 年 月 日		可能 困難	点 字	
	明大昭平 年 月 日		可能 困難	点 字	
	明大昭平 年 月 日		可能 困難	点 字	

※1 「歩行可能困難の別」欄は、不在者投票管理者において、選挙人が選挙の当日、自己の属する投票所へ行くことが可能かどうかを判断し、該当する方を○で囲んでください。
 なお、「可能」と判断された方で、自己の属する投票区の区域内にある病院・施設に入院されている方については、当該病院・施設において不在者投票をすることはできません。
 ※2 点字投票を希望する方については、「点字」を○で囲んでください。

不在者		投票		処理簿	
整理番号	投票区	頁	番号	区分	1・2
請求	方法 月日	直接・郵送 交付 月日	直接・郵送 月日	方法 月日	通常・点字・代理
備考	投票区	頁	番号	区分	
整理番号	投票区	頁	番号	区分	1・2
請求	方法 月日	直接・郵送 交付 月日	直接・郵送 月日	方法 月日	通常・点字・代理
備考	投票区	頁	番号	区分	
整理番号	投票区	頁	番号	区分	1・2
請求	方法 月日	直接・郵送 交付 月日	直接・郵送 月日	方法 月日	通常・点字・代理
備考	投票区	頁	番号	区分	
整理番号	投票区	頁	番号	区分	1・2
請求	方法 月日	直接・郵送 交付 月日	直接・郵送 月日	方法 月日	通常・点字・代理
備考	投票区	頁	番号	区分	
整理番号	投票区	頁	番号	区分	1・2
請求	方法 月日	直接・郵送 交付 月日	直接・郵送 月日	方法 月日	通常・点字・代理
備考	投票区	頁	番号	区分	

【様式4】不在者投票証明書

選挙管理委員会委員長 氏 名 印
 都（道府県） 郡（市） （区） 町（村）

令和 年 月 日

右のとおり証明する。

選挙	その他の事項	投票をしようとする病院、老人ホーム、その他の施設の名称	所在地	選挙年月日	選挙人名
令和五年四月九日執行	本人であるかの認定について参考となるべき事項があるときは、これが記載されている。	名称		年 月 日生	

不在者投票証明書

【様式5】不在者投票証明書用封筒

選挙管理委員会委員長印

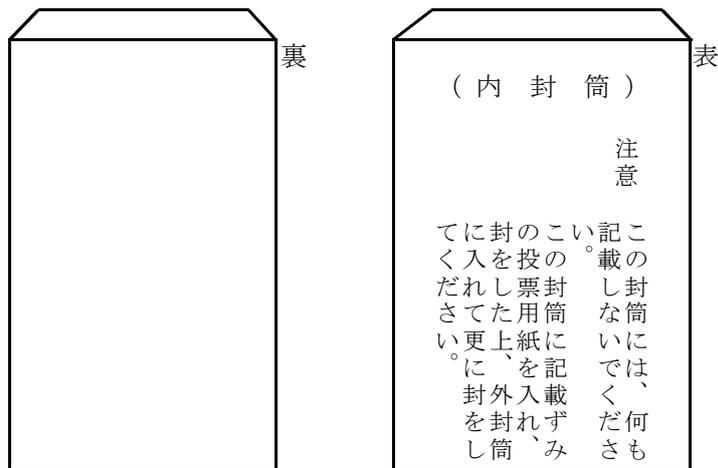
市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

注意
 この封筒は、開かずにそのまま不在者投票管理者に提出してください。開封すると不在者投票はできません。

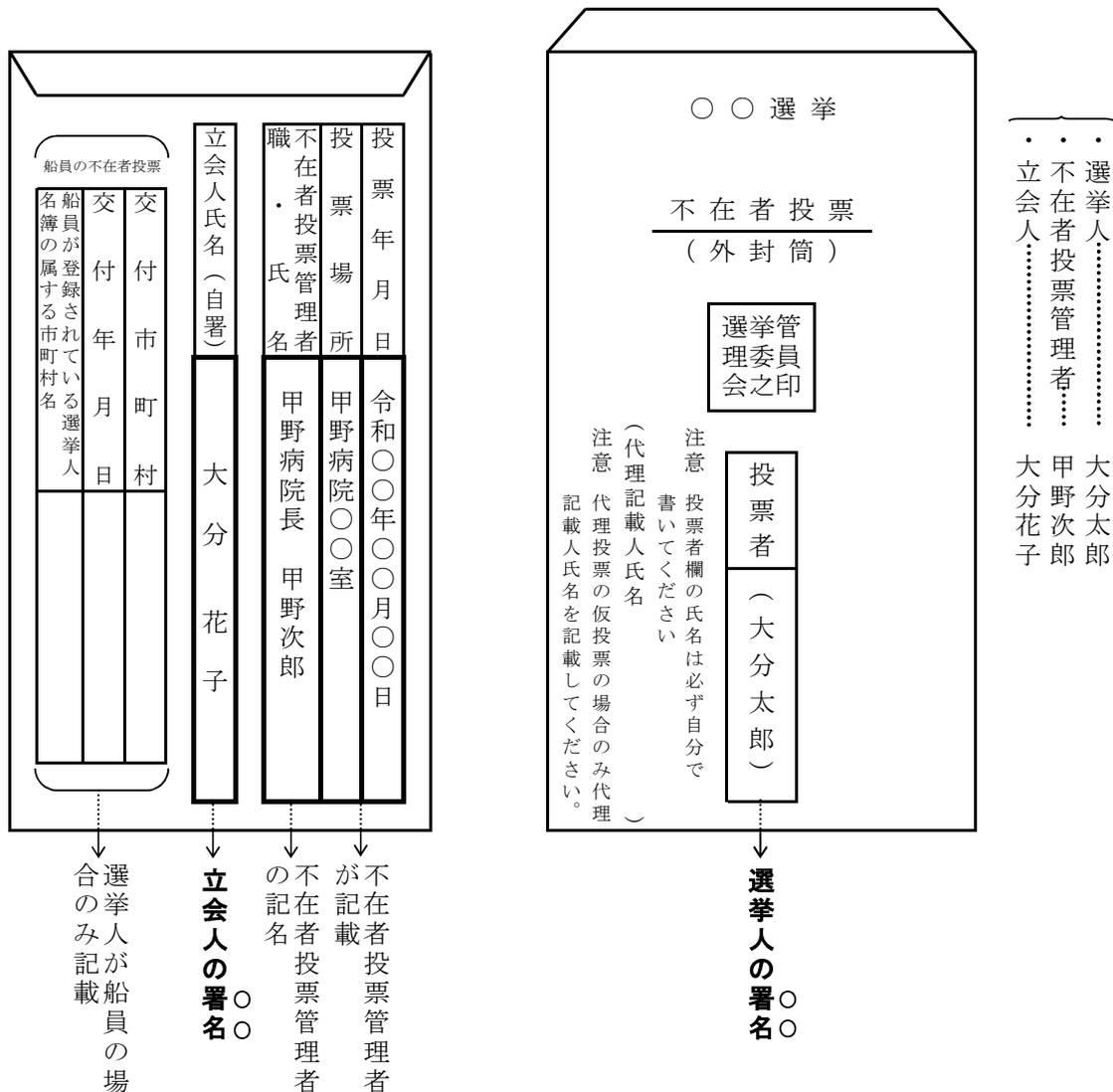
選挙人 氏 名

不在者投票証明書在中

【様式6】不在者投票用内封筒



【様式7】不在者投票用外封筒（様式及び記載例）



※注意 投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者氏名のいずれか一つの記載を欠く場合、または選挙人の署名もしくは立会人の署名を欠く場合は、投票管理者のもとにおいてその投票は不受理と決定されるので注意してください。

【様式7②】 (代理投票及び代理投票の仮投票の場合の記載例)

船員の不在者投票 名簿の属する市町村名 交付年月日 交付市町村	立会人氏名(自署) 大分 花子	不在者投票管理者 甲野病院長 甲野次郎	投票年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 投票場所 甲野病院〇〇室
--	--------------------	------------------------	---

↓ 選挙人が船員
 ↓ 立会人の署名
 ↓ 不在者投票管
 ↓ 不在者投票管
 ↓ 代理投票の仮
 ↓ 代理投票の仮
 ↓ 代理記載人が

〇〇選挙

不在者投票
(外封筒)

選挙管理委員会之印

投票者 (大分太郎)

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください
 (代理記載人氏名 乙野二郎)
 注意 代理投票の仮投票の場合のみ代理記載人氏名を記載してください。

選挙人……………大分太郎
 不在者投票管理者…甲野次郎
 立会人……………大分花子
 補助者……………乙野二郎 (代理記載をする者)
 ………………別府春子

【様式8】 不在者投票送致用封筒 (様式及び記載例)

封印

甲野病院長 甲野次郎

甲野

表

〇〇市〇〇町二番三一号

〇〇市選挙管理委員会委員長 殿

不在者投票在中 (〇〇選挙)

【様式11】引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書
(大分県知事選挙・大分県議会議員選挙のみ)

令和 5 年 4 月 9 日執行 大分県知事選挙 用
大分県議会議員選挙

大分県内に引き続き住所を有する旨の

証 明 書

氏 名	
前 住 所	
現 住 所	住所異動年月日 令和 年 月 日

上記の者は、大分県内に引き続き住所を有する者であることを証明する。

令和 年 月 日

大分県 ○○○○市 (町村) 長

○○ ○○ 印

【様式 12】

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 殿

施設の所在地

施設の名称

施設の長の氏名

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定です。
ついては、同条第10項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。
なお、下記3の者は、当施設の職員でないことを誓います。

記

1. 日時 令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

2. 場所

3. 立会人として選定を希望する者 あり ・ なし（該当する方を○で囲んでください。）

（ありの場合）

（1）氏 名

（2）住 所

（3）電話番号

（4）職業等

（5）その他（不在者投票の立会人としての経験等）

4. 連絡先 担当者氏名

電話番号

令和 年 月 日

殿

選挙管理委員会委員長 印

外部立会人の選定について（通知）

貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を選定しましたので、通知します。

記

立会人の氏名

（希望する者を選定しなかった場合）

理由：

立 会 日 時 令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

立会人選任書

殿

施設の所在地

施設の名称

施設の長の氏名

あなたを、下記のとおり、令和5年4月23日執行 参議院大分県選出議員補欠選挙
について指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の_____分前までに_____に、
おいでください。

記

立会日時：令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

不在者投票の実施場所：

【様式 14】

令和 年 月 日

立会人承諾書

殿

住 所

電 話 番 号

氏名（自署）

下記のとおり、令和5年4月23日執行 参議院大分県選出議員補欠選挙 について、
指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

立会日時：令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

不在者投票の実施場所：

不在者投票特別経費請求書

大分県知事 殿

郵便番号				-			
所在地							
ふりがな							
施設等名							
ふりがな							
職・氏名							
事務担当者氏名		連絡先					

令和5年4月23日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙の不在者投票特別経費として、下記の金額を請求します。

金 円 也 (①+②の合計)

①	不在者投票に要した経費							
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">積算内訳 (単価) (不在者投票者数)</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: center;">@ 1,073円 × _____人 = _____円</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	{	積算内訳 (単価) (不在者投票者数)	}		@ 1,073円 × _____人 = _____円		
{	積算内訳 (単価) (不在者投票者数)	}						
	@ 1,073円 × _____人 = _____円							
	※不在者投票者数内訳については、別紙【様式16】のとおり。							
②	外部立会人に要した経費 (※該当のある場合のみ)							
	_____円							
	※不在者投票の立ち会いの実績等については、別紙【様式17】のとおり。							

(振込口座)

金融機関名	銀行			支店 (所)
預金種別 (○で囲む)	普通・当座	口座番号 (左詰め)		
ふりがな				
口座名義				

委任状

(この委任状は、請求者と口座名義人が違う場合のみ記載してください。)

上記の不在者投票特別経費の受領を下記のとおり委任します。

(委任者) 所在地
施設等名
職・氏名

(受任者) 所在地
施設等名
職・氏名

【様式15】（記入例）請求者と口座名義が違う場合（同一人物であっても職名が異なる場合を含む）はこの記載例と同様としてください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

不在者投票特別経費請求書

大分県知事

広瀬勝貞 殿

不在者投票管理者である施設等の長から

郵便番号	870-8501
所在地	大分市大手町3丁目1番1号
ふりがな	いりょうほうじんめいすいかい めじろんびょういん
施設等名	医療法人明推会 めじろん病院
ふりがな	いんちょう おおいた たろう
職・氏名	院長 大分 太郎 
事務担当者氏名	別府 花子
連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

令和5年4月23日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙の不在者投票特別経費として、として、下記の金額を請求します。

金 **12,012** 円也 (①+②の合計)

- ① 不在者投票に要した経費
 - 積算内訳 (単価) (不在者投票者数)
 - @ 1,073円 × 10人 = 10,730円
 - ※不在者投票者数内訳については、別紙【様式16】のとおり。
- ② 外部立会人に要した経費 (※該当のある場合のみ)
 - 1,282円
 - ※不在者投票の立ち会いの実績等については、別紙【様式17】のとおり。

施設等の長の印又は個人の印。この2箇所は同じ印です。

(振込口座)

金融機関名	〇〇 銀行	〇〇 支店 (所)
預金種別 (○で囲む)	普通・当座	口座番号 (左詰り) 12345
ふりがな	いりょうほうじんめいすいかい りじちょう おおいた たろう	
口座名義	医療法人 明推会 理事長 大分 太郎	

委任状

(この委任状は、請求者と口座名義人が違う場合のみ記載してください。)

上記の不在者投票特別経費の受領を下記のとおり委任します。

(委任者) 所在地 大分市大手町3丁目1番1号
 施設等名 医療法人明推会めじろん病院
 職・氏名 院長 大分 太郎 

この場合は、理事長印

(受任者) 所在地 大分市大手町3丁目1番1号
 施設等名 医療法人 明推会
 職・氏名 理事長 大分 太郎 

(※) 押印については省略が可能ですが、その場合、本人確認等が必要となる場合があります。

【様式16】

不在者投票者数調

(1) 施設名

(2) 立会人 1 当該施設の職員
2 外部の立会人 ()

(2) 立会人記載要領

- i) 左記1、2のうち該当する番号を丸で囲むこと。
- ii) 2に該当する場合は、どのような方を立会人に選任されたか具体的に記入すること。

	不在者投票送致 市 町 村 名	不在者投票者 氏 名	選 種	挙 別	不在者投票 送致年月日		不在者投票送致 市 町 村 名	不在者投票者 氏 名	選 種	挙 別	不在者投票 送致年月日
1			参補			31			参補		
2			参補			32			参補		
3			参補			33			参補		
4			参補			34			参補		
5			参補			35			参補		
6			参補			36			参補		
7			参補			37			参補		
8			参補			38			参補		
9			参補			39			参補		
10			参補			40			参補		
11			参補			41			参補		
12			参補			42			参補		
13			参補			43			参補		
14			参補			44			参補		
15			参補			45			参補		
16			参補			46			参補		
17			参補			47			参補		
18			参補			48			参補		
19			参補			49			参補		
20			参補			50			参補		
21			参補			51			参補		
22			参補			52			参補		
23			参補			53			参補		
24			参補			54			参補		
25			参補			55			参補		
26			参補			56			参補		
27			参補			57			参補		
28			参補			58			参補		
29			参補			59			参補		
30			参補			60			参補		

【様式16】

不在者投票者数調

(1) 施設名 **医療法人明推会 めじろん病院**

(2) 立会人 **1** 当該施設の職員
2 外部の立会人 (〇〇市明るい選挙推進協議会委員)

(2) 立会人記載要領

- i) 左記1、2のうち該当する番号を丸で囲むこと。
- ii) 2に該当する場合は、どのような方を立会人に選任されたか具体的に記入すること。

	不在者投票送致 市 町 村 名	不在者投票者 氏 名	選 種	挙 別	不在者投票 送致年月日		不在者投票送致 市 町 村 名	不在者投票者 氏 名	選 種	挙 別	不在者投票 送致年月日
1	大分市	大分 元気	参補		R54.19	31			参補		
2	"	〇〇 〇〇	参補		"	32			参補		
3	"	〇〇 〇〇	参補		"	33			参補		
4	別府市	山田 太郎	参補		"	34			参補		
5	"	〇〇 〇〇	参補		"	35			参補		
6	中津市	松阪 大輔	参補		"	36			参補		
7	日田市	鈴木 一朗	参補		"	37			参補		
8	臼杵市	松居 秀喜	参補		"	38			参補		
9			参補			39			参補		
10			参補			40			参補		
11			参補			41			参補		
12	選挙種別					請求先					
13											
14	参議院大分県選出議員補欠選挙					→ 大分県					
15	市町村長選挙					→ 県内の各市町村					
16	市町村議会議員選挙					→ 県内の各市町村					
17			参補			47			参補		
18			参補			48			参補		
19			参補			49			参補		
20			参補			50			参補		
21			参補			51			参補		
22			参補			52			参補		
23			参補			53			参補		
24			参補			54			参補		
25			参補			55			参補		
26			参補			56			参補		
27			参補			57			参補		
28			参補			58			参補		
29			参補			59			参補		
30			参補			60			参補		

実績報告書

○不在者投票の立ち会いの実績

立会人氏名	立会場所	立会日	立会時間 ※実際に従事した時間を記入	従事時間 (a)	時間数 (b) ※従事時間(a)が7時間以下の場合に記入 ※1時間未満の端数は1時間に切り上げ	日数 (c) ※従事時間(a)が7時間未満の場合「1日」を記入	請求限度額 A 1,280円×(b) 又は 10,900円×(c)	支払額 B ※実際に支払った額を記入 (領収書等の額に一致)	請求基礎額 C ※AとBを比較して少ない方の額を記入	参議院補次選挙 投票人数による 按分額 (四捨五入) $C \times d / (d + e + f)$	市町村長選挙 投票人数による 按分額 (四捨五入) $C \times e / (d + e + f)$	市町村議会選挙 投票人数による 按分額 (四捨五入) $C \times f / (d + e + f)$	按分確認額
										投票人数 (d)	投票人数 (e)	投票人数 (f)	
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間	日	円	円	円	円	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間	日	円	円	円	円	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間	日	円	円	円	円	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間	日	円	円	円	円	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間	日	円	円	円	円	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間	日	円	円	円	円	円	円	円
		令和 年 月 日	時 分～時 分	時間 分	時間	日	円	円	円	円	円	円	円
		計					円	円	円	円	円	円	円

※併設の指定施設の不在者投票を併せて行った場合は、その施設名を記入してください。

施設名

○添付書類

- ・市町村選挙から交付のあった、立会人に係る選定通知書の写し
- ・施設が立会人に支払ったことを証する書面（領収書等）の写し

◆注意 添付書類がない場合は、外部立会人に係る経費をお支払いできませんのでご注意ください。

【様式17】 (記載例)

施設名 医療法人明推会 めいろうん病院

実績報告書

○不在者投票の立ち合いの実績

立会氏名 例 1	立会場所 例 1 1階大ホール	立会日 例 1 〇〇年〇〇月〇〇日	立会時間 例 1 10時30分～11時30分	不在者投票の 立ち合い期間 例 1 8時30分～17時00分の間	従事時間 (a)	時間数 (b) 例 1 1時間	日数 (c) 例 1 1日	請求取戻額 A 例 1 1,282円	支払額 B 例 1 1,282円	請求基礎額 C 例 1 1,282円	被分額認額		
											参考院議会選挙 投票人数による 被分額 (四捨五入) d/(d+e+f)	市町村議会選挙 投票人数による 被分額 (四捨五入) e/(d+e+f)	市町村議会選挙 投票人数による 被分額 (四捨五入) f/(d+e+f)
					計	1時間	1日	1,282円	1,282円	1,282円	427円	214円	641円
					計	3時間	1日	3,846円	3,700円	3,700円	1,233円	617円	1,850円
					計	3時間	1日	3,846円	3,700円	3,700円	1,233円	617円	1,850円
					計	7時間	1日	10,900円	11,000円	10,900円	3,633円	1,817円	5,450円
					計	7時間	1日	8,974円	9,000円	8,974円	2,991円	1,496円	4,487円
					計	2時間	1日	2,564円	2,500円	2,500円	833円	417円	1,250円
					計	9時間	1日	22,438円	22,500円	22,374円	7,457円	3,730円	11,187円



金 427 円 也

請求額 (C欄) の計を請求書に記入する。 ※県への請求額

金 1,233 円 也

金 7,457 円 也

※併設の指定施設の不在者投票を併せて行った場合は、その施設名を記入してください。
施設名 介護老人保健施設 めいろうん

○添付書類
・市町村選管から交付のあった、立会人に係る選定通知書の写し
・施設が立会人に支払ったことを証する書面 (領収書等) の写し
◆注意 添付書類がない場合は、外部立会人に係る経費をお支払いできませんのでご注意ください。

注意! 添付書類が7時間を超えない場合は、必ず添付してください。

例 3
従事時間が7時間を
超える場合は1日

例 2
1時間未満の時間は
1時間に切り上げ

不在者投票の
立ち合い期間は
8時30分～17時00分の間

【様式18】

令和 年 月 日

大分県選挙管理委員会委員長 殿

施設の所在地

施設の名称

施設の長の氏名

院長等が不在者投票管理者となる施設の指定について（申請）

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により院長等が不在者投票管理者となる施設の指定を受けたいので、施設調書を添えて申請します。

【様式19】

病 院 （ 施 設 ） 調 書

令和 年 月 日現在

名 称 (正式名称)		設立年月日	令和 年 月 日
所 在 地	〒	電 話 番 号	
		メー ル ア ド レ ス	
院 長 名 施 設 長 名			
入 院 (所) 定 員	人	入 院 (所) 数 (うち有権者数)	人 (人)
職 員 数	人	内 訳	
建 築 面 積	m ²	敷 地 面 積	m ²
不 在 者 投 票 の 投 票 予 定 場 所			

【様式20】

異 動 届

令和 年 月 日

大分県選挙管理委員会委員長 殿

施設 の 所在地
施設 の 名称
施設の長の氏名

院長等が不在者投票管理者となる施設の名称等の異動について

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により院長等が不在者投票管理者となる施設に指定された当施設の名称等に異動があったので、下記のとおり届けます。

記

1. 異動事項

2. 異動の内容

(1) 新

(2) 旧

3. 異動年月日

年 月 日

【様式21】

指 定 取 消 申 請

令和 年 月 日

大分県選挙管理委員会委員長 殿

施設 の 所 在 地

施設 の 名 称

施設の長の氏名

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により院長等が不在者投票管理者となる施設の指定を受けましたが、下記の理由により指定の取消を申請します。

記

指定の取消を申請する理由

◎ 実例判例

○ 指定病院におけるベッド上の不在者投票の可否

〔 昭 27. 9. 25 自丙選第73号
栃木県選管宛自治庁選挙部長回答 〕

問 指定病院におけるベッド上の不在者投票ができるか。

答 原則として投票記載に必要な設備をした場所ですべきであるが、重病人の場合等歩行困難な者の投票については、不在者投票管理者が管理し、立会人が実在する限りベッド上でなし得ると解する。

○ 分院の設置と不在者投票を管理すべき病院の指定との関係

〔 昭 31. 2. 20 自丙選管発第19号
島根県選管あて自治庁選挙部長回答 〕

問 公選法施行令（令という。）第55条第2項（現行第4項）の指定を受けている病院（本院という。）に今般分院が設けられたのでありますが、この分院における不在者投票について

- 1 本院とは別個の病院として、この分院自体令第55条第2項（現行第4項）の指定を受けない限り、分院においては不在者投票はできないと解すべきか。
- 2 令第55条第2項（現行第4項）の指定を受けなくても、本院院長の管理のもとにおいてするのであれば、分院においても不在者投票は可能であると解すべきか。

答1 所問の場合においては、お見込みのとおり。

- 1 1により承知されたい。

○ 不在者投票管理者又は、補助執行者が不在者投票立会人を兼ねることの可否

（昭49. 11. 5 最高裁判決）

不在者投票管理者は、不在者投票に関する事務を管理執行する機関であり、これに対し、立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する監視機関である。したがって、右両者のこのような立場の違い、そして、公選法及び同法施行令が性格の異なるこの両者を不在者投票に必置の機関とし、もって選挙の自由と公正を確保しようとしている趣旨にかんがみれば、同一人が右両者の地位を兼ねることは、**法律上許されない**ものと解するのが、相当である。また、不在者投票管理者

が不在で、ただ一人の補助執行者によって不在者投票事務の管理執行がされている場合には、右補助執行者は実質上の不在者投票管理者というべきであるから、かかる補助執行者が同時に不在者投票の立会人を兼ねることは、右と同様の理由により、許されないものというべきである。そして、不在者投票管理者又は右のような実質上の不在者投票管理者たる補助執行者が立会人を兼ねた間にされた不在者投票は、実質的には立会人を欠いたものとして、選挙の管理執行に関する規定に違反した違法なものといわなければならない。

○ 不在者投票証明書封筒が開披されている場合

〔 昭 10.5.2 地発第35号
各地方長官宛地方局長通牒 〕

問 本条第2項（公選令第53条）特別投票者証明書（現行不在者投票証明書）封筒を選挙人が誤って開披せる儘提出したる場合投票を為さしむべきや否やは投票立会人の意見を聴き投票管理者之を決定すべきものと存するも如何

答 誤って開披せると否とは問わず封筒を開披して提出したる場合に於ては投票を拒否すべきものとす尚此の場合立会人の意見を聴くべき旨の規定なし

○ 投票用紙に候補者の氏名等を記載して持参した場合

（昭32. 5. 21 質疑）

選挙人がすでに投票用紙に候補者の氏名を記載して持参した場合は、投票を拒否すべきではなく、選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人は選挙人名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙と引換えに再交付の請求をした上、正規の不在者投票を行うべきである。

○ 管理手続の瑕疵が不在者投票を無効ならしめる場合

（昭35. 10. 24 名古屋高裁金沢支部判決）

不在者投票において選挙人が自ら投票用封筒の封をすることなく選挙事務従事者にこれを交付し、選挙事務従事者が選挙人の面前を離れたのちこれに気付いて自ら封をしたときは、不在者投票の管理に関する選挙の規定に違反するものであり、その投票は無効と解すべきである。

○ 不在者投票用封筒の日付記載洩れ

〔 昭 5.1.30
佐賀県知事あて地方局長電信回答 〕

問 不在者投票用封筒に年月を記載し日の記載を欠けるは受理すべきや

答 受理すべきにあらず

○ 封筒を破封しある不在者投票

〔 昭 3.2.17
群馬県知事あて地方局長回答 〕

問 選挙法施行令第32条第3項又は第4項（公選令第60条）に依って送致された投票の受理の決定に当り投票用封筒を破封しある場合は一定の形式を欠くものとして不受理の決定を為すべきものなるや並其の投票の効力如何

答 受理すべきものに非ずと存す

○ 選挙人の記名、捺印のある不在者投票

〔 昭 47.12.9
山形県選管あて電話回答 〕

問 不在者投票用外封筒に選挙人の署名に代つて選挙人の記名（ゴム印）及び捺印がある不在者投票については、開票管理者において当該選挙人の投票であることが確認され、実質的に違法でないことが明らかである場合には受理できると解してよいか。

答 受理できないものと解する。

◎ 近年問題となった事例

		都道府県名	番 号			
		神奈川県	14			
選挙の種類	小選挙区選挙(第13区)、 比例代表選挙、国民審査	件 名	不在者投票指定施設における投票用紙 の送付漏れ			
関係法令条項	公職選挙法第49条					
事件の概要	日 時	12月19日(水)				
	場 所	県内不在者投票指定施設				
	不在者投票指定施設である海老名総合病院附属海老名メディカルサポートセンターでは、12月14日までに不在者投票を実施したが、担当者が鍵のかかる引き出しに入院患者3名分の投票用紙を入れたまま、海老名市選挙管理委員会に送付することを忘れ放置。17日に気がついたが、投票日を過ぎていたことから18日に事務所内の裁断機により廃棄した。					
関係選挙管理 委員会の善後 措置	(市区町村) 19日に当該不在者投票指定施設から報告を受け、今後このようなことがないよう施設へ指導した。					
	(都道府県) 不在者投票指定施設に対する説明会を開催し、不在者投票事務の適正な執行について徹底する。また、県内の市区町村選挙管理委員会に対して、文書により周知するとともに、選挙係長会議を開催し対応策を検討した。					
当該事件に 関する報道 等の報道 (切抜きを添付すること)	月 日 ()	新聞名	朝・夕刊	月 日 ()	新聞名	朝・夕刊
	12月20日(木) 同上	神奈川 読売	朝刊 朝刊			
訴訟提起の 状況	なし					
備 考						

都道府県名	番 号
岐阜県	21

選挙の種類	比例代表選挙	件 名	投票用紙の不足			
関係法令条項	公職選挙法第49条第1項					
事件の概要	日 時	平成24年12月12日(水) 午後 2時30分頃				
	場 所	県内不在者投票指定施設				
	<p>12月11日、県内不在者投票指定施設から羽島市選管に対し31人分の不在者投票用紙等の請求があり、同日午後3時頃、小選挙区、比例代表、国民審査各31人分の投票用紙、内封筒及び外封筒を施設職員に直接交付した。</p> <p>翌12日午前9時頃、施設職員が投票用紙等が入った封筒を開封したが、所用が入ったため数量確認をする前に席を外した。封筒はそのまま放置されており、職員が席に戻った午後2時30分頃、数量を確認したところ、比例代表の投票用紙、内封筒及び外封筒が1人分不足していることが発覚した。</p> <p>施設側で施設内を捜索したが、結局発見することができなかった。</p> <p>なお、13日に行われた不在者投票(市選管立会いのもと実施)においては、施設入所者で投票辞退者があったため、投票自体に影響はなかった。</p>					
関係選挙管理委員会の善後措置	<p>(市区町村)</p> <p>施設からの連絡を受け、再度の捜索を依頼し、その結果発見されなかった旨を県選管に報告した。また、投票用紙の交付枚数と残枚数を再度確認し、市選管として把握している内容と整合している(比例代表用投票用紙を31枚交付している)ことを確認した。</p> <p>ただし、市選管から施設に対して投票用紙等を交付する際、双方による数量確認が行われていなかったことから、今後、交付の際は双方による数量確認を行うこと、また不在者投票指定施設に対し、投票用紙等の適切な管理についての周知を徹底することとした。</p> <p>-----</p> <p>(都道府県)</p> <p>不足が判明した翌13日、市選管とともに施設で聴取調査を行うとともに、施設に対し、投票用紙等の管理徹底などを指導した。</p> <p>これに伴い、各市町村に対し、不足している投票用紙を使用した二重投票の防止等について事務担当者へ周知徹底するよう通知した。</p> <p>また、平成25年1月執行の岐阜県知事選挙に関する各不在者投票指定施設への注意喚起文書において、投票用紙等の適切な管理について徹底するよう依頼した。</p>					
当該事件に関する新聞等の報道(切抜きを添付すること)	月 日 ()	新聞名	朝・夕刊	月 日 ()	新聞名	朝・夕刊
	12月15日(土)	岐阜	朝刊			
	〃	中日	〃			
	〃	朝日	〃			
	〃	毎日	〃			
〃	読売	〃				
訴訟提起の状況	なし					
備考						

都道府県名	番 号
兵庫県	28

選挙の種類	比例代表選挙	件 名	不在者投票指定施設における投票方法の説明誤り				
関係法令条項	公職選挙法第49条						
事件の概要	日 時	12月12日(水) 午後0時20分					
	場 所	社会保険神戸中央病院(神戸市北区)					
	<p>上記不在者投票指定施設においては、12月12日に施設の入院者に対して不在者投票を実施したが、その際施設が独自に作成した誤った比例代表の投票方法の手順書「『投票用紙に名簿登載者氏名または政党・その他の政治団体名を記入すること』と書いたもの」を施設内投票所に置いて投票させた。不在者投票中に選挙人からの指摘でミスに気づくまで30人の選挙人が投票を済ませていたが、病院が退院した1人を除く29人に今回の経緯の説明を行い、誤った投票がなかったか確認したところ、誤って投票をした者はいなかった。</p> <p>不在者投票指定施設の職員が、衆議院比例代表と参議院比例代表との投票方法の違いを十分理解していなかったことが原因である。</p>						
関係選挙管理委員会の善後措置	(市区町村)						
	<p>神戸市北区選挙管理委員会は、同施設に対し、今後同様の誤りが発生しないよう、厳重に注意を行った。</p> <p>神戸市選挙管理委員会は、区選挙管理委員会を通じて12月13日に市内全不在者投票指定施設(284施設)に対し、適正な執行を努めるよう注意喚起文を送付した。</p>						
当該事件に関する新聞等の報道 (切抜きを添付すること)	月 日 ()		新聞名	朝・夕刊	月 日 ()	新聞名	朝・夕刊
	12月13日(木)		毎日新聞	朝刊			
	12月14日(金)		朝日新聞	朝刊			
	"		神戸新聞	朝刊			
	"		産経新聞	朝刊			
"		読売新聞	朝刊				
争訟提起の状況	なし						
備 考							

都道府県名	番 号
香川県	37

選挙の種類	小選挙区選挙(第1区)・ 比例代表選挙	件名	不在者投票指定施設における投票用紙の不適切な交付及び紛失			
関係法令条項	公職選挙法第49条 公職選挙法施行令第53条第4項					
事件の概要	日 時	12月13日(木)				
	場 所	介護老人保健施設 ハートフルこくぶんじ荘(高松市国分寺町新名)				
	<p>上記不在者投票指定施設においては、不在者投票を行いたい旨の意向があった73人分につき、高松市外7市町選挙管理委員会の委員長に請求し、投票用紙等を準備したが、12月11日及び13日に不在者投票を行ったところ、うち40人が棄権し、33人が不在者投票を行った。</p> <p>不在者投票に使用されなかった40人分の投票用紙等については、請求先の市町選挙管理委員会に返還されるべきところ、高松市選挙管理委員会に返還されるべき棄権者30人分の投票用紙のうち、4枚(小選挙区分3枚、比例代表分1枚)が不足していることが判明した。</p> <p>高松市選挙管理委員会及び県選挙管理委員会から投票用紙を回収するよう指示をしたが、小選挙区分の3枚は回収されたものの、比例代表分1枚の所在が不明のままとなっている。</p> <p>13日の不在者投票の際に、書き損じをした選挙人に対し、棄権者分の投票用紙を渡して投票させたほか、書き損じた投票用紙を回収することもしなかったことが要因である。</p>					
関係選挙管理委員会の善後措置	<p>(市区町村)</p> <p>返還されるべき投票用紙の不足を確認次第、直ちに、同施設から事情を聴取して投票用紙の回収を指示するとともに、県選挙管理委員会に連絡を行った。(12月15日午後4時)</p> <p>-----</p> <p>(都道府県)</p> <p>県選挙管理委員会からも回収を指示するとともに、同施設に対し厳重に注意を行った。</p> <p>なお、今後の指定施設における不在者投票について同様の事態を起こすことのないよう、各施設に対して注意喚起を行う予定である。</p>					
当該事件に関する新聞等の報道(切抜きを添付すること)	月 日()	新聞名	朝・夕刊	月 日()	新聞名	朝・夕刊
	12月16日(日)	四国新聞	朝刊			
12月16日(日)	朝日新聞	朝刊				
訴訟提起の状況	なし					
備考						

3人を略式起訴

参院選 地検、公選法違反罪で

大分地検は17日、7月の参院選で不在者投票を偽造するなどした公職選挙法違反罪で、中津、豊後高田、竹田の各区検が、県内の男女3人を略式起訴したと発表した。

竹田区検は、特別養護老人ホーム幹部の70

代の女を同罪（投票偽造）で略式起訴。県警などによると、ホームの入所者7人の不在者投票を偽造したとされている。簡裁の処分内容は不明。

中津簡裁は、期日前投票所の投票管理者だったにもかかわらず候

補書の選挙遊説に動員をかけたとして、県内の60代の男に、同罪（投票管理者による選挙運動禁止違反）で罰金10万円の略式命令を出した。10月18日付。

豊後高田簡裁は、候補の名前入りの物品を複数の入所者に渡し、期日前投票所へ車で送迎したとして、豊後高田市の社会福祉法人幹部の60代の男に、同罪（投票干渉）で罰金20万円の略式命令を出した。11月1日付。

このほか県警は、和歌山、茨城の両県警との合同捜査で、県外の70代の男を同罪（法定外文書及び脱法文書頒布）で検挙。罰金30万円、略式命令が出された。

【田島広景】

入所者の投票 偽った疑い

北九州市議選 特養施設長ら逮捕

1月27日投開票の北九州市議選で、認知症などで意思表示できない高齢者の投票を偽造したとして、福岡県警は15日、同市小倉南区の特別養護老人ホーム「双葉苑」の施設長西田二郎容疑者(37)と同市小倉北区から4人を公職選挙法違反(投票偽造)の疑いで逮捕し、発表した。

西田容疑者は、同市議選小倉南区で当選した西田一氏(41)の自民党の実弟。ほか逮捕されたのは、いずれも双葉苑職員井上貴英(37)と同市八幡西区の森

延晴(39)と同市小倉南区の浅野一男(60)と同市小倉北区の3容疑者。発表によると、4人は投票日の数日前、双葉苑に入所する高齢の男女3人が意思表示できないにもかかわらず、施設内で3人の投票用紙に特定の候補者の名前を書き込み、不在者投票した疑いがある。4人も容疑を認めているという。

双葉苑は不在者投票を行う施設として、県選挙の指定を受けていた。西田容疑者は投票管理者で、ほかの3容疑者は投票の立会人などを担当していたという。西田市議は取材に「私から不正投票を指示したことはない。捜査の進展を見守りながら説明責任を果たしていきたい」と述べた。

認知症者の投票偽造

北九州市議選 公選法違反容疑 市議弟の施設長逮捕

北九州市小倉南区の特別養護老人ホーム「双葉苑」で行われた北九州市議選(1月27日投開票)の不在者投票で、認知症などのお年寄りの投票用紙に候補者の氏名を書いて投票したとして、福岡県警は15日、公選法違反(投票偽造)の疑いで、双葉苑施設長の西田二郎容疑者(37)と同市小倉北区大手町と職員3人の計4人を逮捕した。

逮捕容疑は1月下旬ころ、双葉苑であった不在者投票で、意図表示のできない65歳以上の入所者の男女3人の投票用紙に候補者名を書き、投票を偽造した疑い。西田容疑者は、市議選小倉南区に自民党公認で立候補し当選した西田一市議(41)の実弟。西田一市議は双葉苑を運営する社会福祉法人双葉会の理事を務めている。県警によると、入所者3人は認知症などで、投票行動や候補者名を理解できない状態だった。西

田容疑者は不在者投票管理の立場だった。逮捕された職員3人は井上貴英容疑者(37)、森延晴容疑者(39)、浅野一男容疑者(60)。県警によると4人は容疑を認め、西田一市議は「自分たちが投票用紙に書いた」と話しているという。北九州市議選の小倉南区には、定数12に対して14人が立候補した。西田市議は6001票を集めて5位で再選した。

錦江町長選「無効」裁決

「不在者投票」立会人なし

島管
児選
鹿県

鹿児島県選管は16日、錦江町長選（4月19日投票）を「無効」と裁決した。特別養護老人ホーム「青山荘」が実施した入所者58人の不在者投票が「実質的に立会人がいない状態だった」と判断。「公職選挙法の規定違反で、5票差だった選挙結果に影響を及ぼす恐れがある」とした。30日以内に裁決を不服とする訴訟が起きなければ、再選挙となる。町長選は、野元良一（60）と新人の権元

錦江町長選無効

鹿児島県選管裁決 不在者投票不備

鹿児島県選管は16日、4月にあった同県錦江町長選について、「特別養護老人ホームでの不在者投票に不備があり、同施設の58人分の投票は無効」と判断し、5票差で当

落が決まった同町長選は無効と裁決した。県選管によると、立会人の施設職員が実際は投票の補助作業をするなどしており、立会人が実質的に不在だったという。この決定

忠洋氏（61）の一騎打ちで、野元町長が5票差で破り再選された。しかし不在者投票を巡って権元氏陣営が異議を申し立て、町選管は棄却したが、県選管は「立会人は投票用紙を封筒に入れるなど、公選法が禁じた事務にかかわった」と認定。町選管の決定を取り消した。野元町長は「想定外。提訴のことも含め、正式に裁決内容を聞かないとコメントしようがない」と述べた。

【福岡静哉、新聞良一】

は、候補者らが30日以内に福岡高裁宮崎支部に訴訟を起さなければ確定する。その場合、50日以内に再選挙が行われる。

この問題では、落選した候補者側が5月、町選管に異議を申し立てたが棄却されたため、県選管に審査を申し立てていた。一方、当選した野元良一町長は「想定外の結果だ。決定の中身が分からないので、今後の対応などについては言えない」と話している。

同県では、3票差の接戦だった01年7月の旧屋久町長選でも、県選管が「特養施設など施設の不在者投票で立会人が実質的にいない状態だった」として選挙無効と裁決。

翌02年2月に再選挙が行われた。今年8月の衆院選では、入所者になりすぎた不在者投票をしてきたとして、同県管が市の特養施設の元施設長らが、公選法違反（投票偽造）

参 考 条 文

◎公職選挙法（抄）

（選挙権）

- 第9条 日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。
- 2 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。
 - 3 日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。
 - 4 前2項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となった市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。
 - 5 第2項及び第3項の3箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

（代理投票）

- 第48条 心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称）を記載することができない選挙人は、第46条第1項から第3項まで、第50条第4項及び第5項並びに第68条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。
- 2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせなければならない。
 - 3 略

（期日前投票）

- 第48条の2 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第44条第1項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。
- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
 - 二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
 - 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
 - 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
 - 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
 - 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。
- 2 以下略

（不在者投票）

- 第49条 前条第1項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第

4 2 条第 1 項ただし書、第 4 4 条、第 4 5 条、第 4 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 4 8 条及び第 5 0 条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 4 条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者又は介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 条第 3 項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、前条第 1 項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第 4 2 条第 1 項ただし書、第 4 4 条、第 4 5 条、第 4 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 4 8 条及び第 5 0 条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするものうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第 6 8 条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができる。

4～9 略

1 0 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

第 2 3 7 条 選挙人でない者が投票をしたときは、1 年以下の禁錮こ又は 3 0 万円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもって投票し又は投票しようとした者は、2 年以下の禁錮こ又は 3 0 万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、3 年以下の懲役若しくは禁錮こ又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

4 略

（選挙に関する届出等の時間）

第 2 7 0 条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長等に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間に行わなければならない。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならない。

一 第 2 8 条の 2 第 1 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 3 号において同じ。）の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出（第 2 4 条第 1 項各号に定める期間又は期日のうち地方公共団体の休日に行われる特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためのものを除く。）又は第 2 8 条の 3 第 1 項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出

二 第 2 9 条第 2 項の規定による選挙人名簿の修正に関する調査の請求

三 第 3 0 条の 1 2 において準用する第 2 8 条の 2 第 1 項の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出（第 3 0 条の 8 第 1 項各号に掲げる期間又は期日のうち地方公共団体の休日に行われる特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためのものを除く。）又は第 3 0 条の 1 2 において準用する第 2 8 条の 3 第 1 項の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出

四 第 3 0 条の 1 3 第 2 項において準用する第 2 9 条第 2 項の規定による在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求

2 略

(不在者投票の時間)

第270条の2 前条第1項の規定にかかわらず、第49条第1項、第4項、第7項又は第9項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対して行う行為（国外において行うものを除く。次項において同じ。）のうち政令で定めるものは、午前8時30分（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前6時30分から午前8時30分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）から午後8時（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後5時から午後10時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）までの間に行うことができる。

2 前条第1項の規定にかかわらず、第49条第1項、第4項、第7項又は第9項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対して行う行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならない。

◎公職選挙法施行令（抄）

(投票記載の場所の設備)

第32条 市町村の選挙管理委員会は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられないことがないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

第50条 選挙の当日本法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（第4項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第4項及び第55条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第4項及び第55条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第149条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第4項及び第55条において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第4項及び第55条において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第4項及び第55条において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院（以下この章において「不在者投票施設」という。）において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 選挙の当日本法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものは、前項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

3 点字によつて投票をしようとする選挙人は、前2項の規定による請求をする際に、前2項の選挙管理委

員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。

- 4 第55条第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。同条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第16条第1項に規定する留置業務管理者をいう。第55条第4項第3号及び第9項において同じ。）、少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長（これらの者が同条第8項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、同条第9項の規定により同条第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において「不在者投票施設の長」という。）は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投票施設にあるべき選挙人の依頼があつた場合には、自ら又はその代理人によつて、当該選挙人に代わつて、第1項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で同項の規定による請求及び申立て並びに前項の規定による申立てをすることができる。
- 5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第1項の規定による請求をする場合又はその者に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が前項の規定による請求をする場合には、第1項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければならない。
- 6 船員（選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者に限る。第59条の6の2各号を除き、以下同じ。）が第1項若しくは第2項の規定による請求をする場合又は船員に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が第4項の規定による請求をする場合には、第1項又は第2項の選挙管理委員会の委員長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。
- 7 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、南極選挙人証の交付を受けた選挙人が第1項若しくは第2項の規定による請求をする場合又は当該選挙人に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が第4項の規定による請求をする場合には、第1項又は第2項の選挙管理委員会の委員長に、当該選挙人の南極選挙人証を提示しなければならない。

（船員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求の特例）

- 第51条** 船員は、選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる場合には、前条第1項、第2項又は第4項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村で総務省令で指定するものの選挙管理委員会の委員長に対して、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳（当該船員が実習生である場合には、法第49条第7項に規定する船員手帳に準ずる文書）を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「選挙人は、前2項」とあるのは「船員は、次条第1項」と、「に、前2項」とあるのは「に、同項」と、同条第4項中「選挙人の」とあるのは「船員で、当該不在者投票施設において投票をしようとするもの」と、「選挙人に」とあるのは「船員に」と、「第1項の」とあるのは「次条第1項の」と、「同項の規定による請求及び申立て並びに」とあるのは「、選挙人名簿登録証明書（船長又はその代理人以外の第55条第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあつては、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳（当該船員が実習生である場合には、法第49条第7項に規定する船員手帳に準ずる文書）を提示して、次条第1項の規定による請求及び」と読み替えるものとする。

（不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）

- 第52条** 第50条第1項若しくは第2項又は前条第1項の規定による請求をする場合には、選挙人は、法第48条の2第1項各号に掲げる事由のうち選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第53条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第50条第1項、第2項又は第4項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第50条第5項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第30条の10第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(第50条第1項又は第4項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日(郵便等をもつて発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 一 第50条第1項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもつて発送する。
- 二 第50条第2項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。
- 三 第50条第4項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第1号に掲げる措置をとる場合には、当該選挙人について、氏名及び生年月日(当該選挙人が、不在者投票施設において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該不在者投票施設の名称)を記載した不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、これを同項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人に交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。

3 第1項の場合において、第50条第3項又は第4項の規定により点字によって投票をする旨の申立てをし、又は申立てをされた選挙人に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

4 第1項第3号の規定により交付され、又は郵便等をもつて発送された投票用紙及び投票用封筒を受け取った不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを選挙人に渡さなければならない。

(船員に対する不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付の特例)

第54条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第51条第1項又は同条第2項において準用する第50条第4項の規定によって投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その請求をした船員が選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。この場合においては、投票用封筒にその市町村名、交付の年月日、選挙の種類及び当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名を記入するとともに、当該船員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 一 第51条第1項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、船員に直接に交付する。
- 二 第51条第2項において準用する第50条第4項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

2 前項の場合において、第51条第2項において準用する第50条第3項又は第4項の規定によつて点字によつて投票をする旨の申立てをし、又は申立てをされた船員に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

- 3 第1項第2号の規定により投票用紙及び投票用封筒を受け取った不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを船員に渡さなければならない。

(不在者投票管理者)

第55条 法第49条第1項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人が現に所在し、又は居住する地の市町村の選挙管理委員会の委員長（当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を除く。）とする。

- 2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者で、第50条第1項の規定による請求をしたもの（第58条第1項において「病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。）の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長を法第49条第1項に規定する不在者投票管理者とする。
- 3 選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものの不在者投票については、前2項の規定によるほか、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を法第49条第1項に規定する不在者投票管理者とする。
- 4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前3項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第49条第1項に規定する不在者投票管理者とする。
- 一 総トン数20トン以上の船舶（漁船にあつては、総トン数30トン以上のものとする。）に乗船している船員で当該船舶内で不在者投票をするもの 当該船舶の船長
 - 二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者（これらの者で、第50条第1項若しくは第2項又は第51条第1項の規定による請求をしたものを除く。） 当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長
 - 三 刑事施設に收容されている者、労役場若しくは監置場に留置されている者又は留置施設に刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第15条第1項の規定により留置されている者 当該刑事施設の長、当該労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は当該留置施設の留置業務管理者
 - 四 少年院に收容されている保護処分が付された者又は少年鑑別所に收容されている者 当該少年院の長又は当該少年鑑別所の長
 - 五 婦人補導院に收容されている補導処分が付された者 当該婦人補導院の長
- 5 法第49条第4項に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する特定国外派遣組織（以下この章において「特定国外派遣組織」という。）の長とする。
- 6 法第49条第7項に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する指定船舶又は同項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの（以下この章において「指定船舶等」という。）の船長とする。
- 7 法第49条第9項各号に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する南極地域調査組織（以下この章において「南極地域調査組織」という。）の長とする。
- 8 第4項第1号の船舶の船長、第2項若しくは第4項第2号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは保護施設の長、特定国外派遣組織の長、指定船舶等の船長又は南極地域調査組織の長は、候補者となつた場合又は外国人である場合には、第2項及び第4

項から前項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることができない。

- 9 第2項及び第4項から第7項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、船舶の船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長、婦人補導院の長、特定国外派遣組織の長、指定船舶等の船長又は南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者が第2項及び第4項から第7項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

(選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法)

- 第56条** 第53条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人（前条第4項第1号及び第3号から第5号までに掲げる者を除く。）は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとする場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、不在者投票管理者であるその市町村の選挙管理委員会の委員長にその投票用紙及び投票用封筒を提示し、かつ、不在者投票証明書の入っている封筒を提出し、投票用紙及び投票用封筒並びに封筒に入っている不在者投票証明書の点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第86条の2第1項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第86条の3第1項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次項及び第4項において同じ。）を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれをその不在者投票管理者に提出しなければならない。
- 2 第54条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、これをその不在者投票管理者に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合においては、不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立ち合わせなければならない。
- 4 第1項又は第2項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第48条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人の立会いの下に他の一人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。
- 5 第41条第1項から第3項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、不在者投票管理者は、投票用紙に公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第86条の2第1項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の法第86条の3第1項の規定による届出に係る名称若しくは略称）を記載した者にその者の氏名を投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければならない。
- 6 第32条の規定は、第1項又は第2項の規定による投票について準用する。

(選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村における不在者投票の方法)

- 第57条** 第53条第1項第2号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、直ちに不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票の記載をする場所において、前条第2項の規定に準じて投票をしなければならない。

- 2 第53条第2項の規定によつて不在者投票証明書^ニの交付を受けた選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものは、選挙の期日の前日までに、不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に不在者投票証明書を提出して、その管理する投票の記載をする場所において、前条第2項の規定に準じて投票をすることができる。
- 3 第32条及び前条第3項から第5項までの規定は、前2項の規定による投票について準用する。

(船舶、病院、老人ホーム、刑事施設等における不在者投票の特例)

- 第58条** 第53条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人のうち病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの又は第55条第4項各号に掲げる者は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その投票用紙及び投票用封筒をそれぞれ同条第2項又は第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、その管理する投票の記載をする場所において、第56条第2項の規定に準じて投票をしなければならない。
- 2 不在者投票管理者は、前項の場合において選挙人が第50条第1項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した者であるときは、その者が交付を受けた不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後、投票をさせなければならない。
 - 3 第56条第3項の規定は、前2項の規定による投票について準用する。
 - 4 第32条並びに第56条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による投票について準用する。

(身体障害者、戦傷病者又は要介護者であるもので政令で定めるもの)

- 第59条の2** 法第49条第2項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者については、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫若しくは肝臓の障害若しくは移動機能の障害（以下この条において「両下肢等の障害」という。）の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては一級若しくは二級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては一級若しくは三級、免疫若しくは肝臓の障害にあつては一級から三級までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第9条第1項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは地方自治法第252条の2第1項の中核市（第59条の3の2第1項第1号及び第147条第1項第3号において「中核市」という。）の長が書面により証明した者
 - 二 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者については、同法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第2項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害にあつては同表の特別項症から第3項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令（昭和38年政令第358号）第5条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者
 - 三 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者については、同法第12条第3項の被保険者証に要介護状態区分が要介護五である者として記載されている者

(不在者投票の送致)

- 第60条** 不在者投票管理者は、第56条から第58条までの規定により投票を受け取つた場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第56条第3項（第57条第3項において準用する場合を含む。）の規定により投票に立ち会つた者にあつては署名又は記名押印を、第58条第3項において準用する第56条第3項の規定により投票に立ち会つた者にあつては署名をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、

その裏面に記名押印し、直ちにこれを次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める者に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならない。

- 一 第56条又は第58条の規定により投票を受け取つた場合 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長
 - 二 第57条の規定により投票を受け取つた場合（次号に掲げる場合を除く。） 選挙人が属する投票区の投票管理者
 - 三 第57条の規定により投票を受け取つた場合であつて、当該投票をした選挙人が属する投票区が指定関係投票区であるとき 選挙人が属する投票区に係る指定投票区の投票管理者
- 2 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、第59条の5、第59条の5の4第13項、第59条の6第14項（前条第3項において準用する場合を含む。）、第59条の6の3第9項又は前項第1号の規定により投票の送付又は送致を受けた場合には、直ちに、投票、不在者投票証明書及び同条第6項の規定により送信された確認書を受信した用紙を選挙人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に送致しなければならない。

（不在者投票の投票用紙の返還等）

- 第64条** 第53条第1項、第54条第1項又は第59条の4第4項の規定により交付を受けた不在者投票の投票用紙及び投票用封筒は、投票所及び期日前投票所（法第41条の2第1項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所、共通投票所及び期日前投票所）においては、使用することができない。
- 2 選挙人は、第53条第1項、第54条第1項又は第59条の4第4項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、不在者投票をしなかつたときは、その投票用紙及び投票用封筒（第53条第2項の規定により交付を受けた不在者投票証明書がある場合には、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書。以下この項において同じ。）を投票管理者に返して、法第44条の規定による投票（法第41条の2第1項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。）又は第48条の2第1項の規定による投票をすることができるものとし、これらの投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

（投票所閉鎖後に送致を受けた不在者投票の措置）

- 第65条** 投票管理者は、投票所を閉じるべき時刻を経過した後に第60条の規定による投票の送致を受けた場合においては、送致に用いられた封筒を開いて、投票用封筒の裏面に受け取つた年月日及び時刻を記載し、これを開票管理者に送致しなければならない。

指定港一覧表（公職選挙法施行規則別表第2）

大分県

大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、国東市、東国東郡姫島村

任期満了一覧表

令和5年（2023年）3月15日現在

【国会議員】

区 分	任 期 満 了 年 月 日
衆 議 院 議 員	令和7年10月30日
参 議 院 議 員	<u>令和7年7月28日</u>
	令和10年7月25日

令和5年4月23日

参議院大分県選出議員補欠選挙

【県】

区 分	任 期 満 了 年 月 日
大 分 県 知 事	<u>令和5年4月27日</u>
大 分 県 議 会 議 員	<u>令和5年4月29日</u>

【市町村】

市 町 村 名	長 の 任 期 満 了 年 月 日	議 員 の 任 期 満 了 年 月 日
大 分 市	<u>令和5年4月25日</u>	令和7年3月9日
別 府 市	<u>令和5年4月29日</u>	<u>令和5年4月29日</u>
中 津 市	令和5年11月16日	<u>令和5年5月1日</u>
日 田 市	令和5年8月4日	<u>令和5年4月30日</u>
佐 伯 市	令和7年4月16日	令和7年4月16日
臼 杵 市	令和7年1月19日	令和8年4月26日
津 久 見 市	令和5年12月25日	<u>令和5年4月30日</u>
竹 田 市	令和7年4月23日	令和7年4月23日
豊 後 高 田 市	令和7年4月23日	令和5年2月28日
杵 築 市	令和7年10月22日	<u>令和5年4月25日</u>
宇 佐 市	令和7年4月23日	<u>令和5年4月25日</u>
豊 後 大 野 市	令和7年4月23日	令和7年4月23日
由 布 市	令和7年10月29日	令和7年10月29日
国 東 市	<u>令和5年3月3日</u>	令和8年4月22日
姫 島 村	令和6年11月25日	<u>令和5年4月30日</u>
日 出 町	令和6年9月4日	令和8年4月6日
九 重 町	令和6年10月25日	令和5年2月15日
玖 珠 町	令和8年1月30日	<u>令和5年4月29日</u>

※ 県及び市町村の任期満了による選挙は、原則として任期満了の前30日以内に行われます。

※ 下線の選挙については、第20回統一地方選挙等として以下の日程で実施される予定です。

【知事選挙】	告示日：令和5年3月23日	投票日：令和5年4月9日
【県議会議員選挙】	告示日：令和5年3月31日	投票日：令和5年4月9日
【市の選挙】	告示日：令和5年4月16日	投票日：令和5年4月23日
【町村の選挙】	告示日：令和5年4月18日	投票日：令和5年4月23日
【参議院補欠選挙】	告示日：令和5年4月6日	投票日：令和5年4月23日

関係選挙管理委員会連絡先

令和5年2月1日現在

関係団体名	郵便番号	所在地	電話番号
大分県	〒870-8501	大分市大手町3-1-1	097(506)2412
大分市	〒870-8504	大分市荷揚町2-3-1	097(537)5652
別府市	〒874-8511	別府市上野口町1-1-5	0977(21)1564
中津市	〒871-8501	中津市豊田町1-4-3	0979(62)9813
日田市	〒877-8601	日田市田島2-6-1	0973(22)8209
佐伯市	〒876-8585	佐伯市中村南町1-1	0972(22)3623
臼杵市	〒875-8501	臼杵市大字臼杵7-2-1	0972(86)2726
津久見市	〒879-2435	津久見市宮本町2-0-1-5	0972(82)4117
竹田市	〒878-8555	竹田市大字会々1-6-5-0	0974(63)4814
豊後高田市	〒879-0692	豊後高田市是永町3-9-3	0978(25)6451
杵築市	〒873-0001	杵築市大字杵築3-7-7-1	0978(62)1813
宇佐市	〒879-0492	宇佐市大字上田1-0-3-0-1	0978(27)8208
豊後大野市	〒879-7198	豊後大野市三重町市場1-2-0-0	0974(22)1001
由布市	〒879-5498	由布市庄内町柿原3-0-2	097(582)1219
国東市	〒873-0503	国東市国東町鶴川1-4-9	0978(72)5199
姫島村	〒872-1501	東国東郡姫島村1-6-3-0-1	0978(87)2281
日出町	〒879-1592	速見郡日出町2-9-7-4-1	0977(73)3150
九重町	〒879-4895	玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973(76)3825
玖珠町	〒879-4492	玖珠郡玖珠町大字帆足2-6-8-5	0973(72)1111

【注意！】

“投票用紙の請求先”は、国政選挙、県知事・県議会議員選挙であっても、入院・入所の方が選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会です。